

<p>件 名</p>	<p>公立学校職員の給与に関する教育委員会規則の一部改正について</p>
<p>提案理由等</p>	<p>1 栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則 部活動運営の適正化の取組を踏まえ、特殊勤務手当について所要 の改正をするものである。</p> <p>2 義務教育等教員特別手当に関する規則等 「一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部改正」に伴い、 関係規則について所要の改正をするものである。</p>

公立学校職員の給与に関する教育委員会規則の一部改正の概要

教育委員会事務局総務課

1 栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和35年規則第1号）

（1）改正の趣旨

部活動運営の適正化の取組を踏まえ、教員特殊業務手当について所要の改正をするものである。

（2）改正の内容

・部活動指導業務	2～3時間	1,800円	} →	3時間以上	2,700円
	4時間以上	3,600円			

（3）施行期日

令和3（2021）年4月1日

2 義務教育等教員特別手当に関する規則等

（1）改正の趣旨

「一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部改正」に伴い、関係規則について所要の改正をするものである。

（2）改正の内容

関係規則の条ずれへの対応や所要の語句の整理。

（3）施行期日

令和3（2021）年4月1日

○栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正

栃木県教育委員会規則第 号

栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月 日

栃木県教育委員会教育長 荒 川 政 利

栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和三十五年栃木県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第十一条 教員特殊業務手当の額は、業務に従事した日一日につき次のとおりとする。</p> <p>一 略</p> <p>五 条例第十三条第一項第四号の業務(当該業務に従事した時数が三以上の場合に限る。) 二千七百円</p>	<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第十一条 教員特殊業務手当の額は、業務に従事した日一日につき次のとおりとする。</p> <p>一 略</p> <p>五 条例第十三条第一項第四号の業務</p> <p>イ 業務に従事した時数が二又は三の場合 千八百円</p> <p>ロ 業務に従事した時数が四以上の場合 三千六百元</p>

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(総務課)

栃木県教育委員会規則第 号

義務教育等教員特別手当に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月 日

栃木県教育委員会教育長 荒 川 政 利

義務教育等教員特別手当に関する規則等の一部を改正する規則

第一条 義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年栃木県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第二条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員並びに同法第十八条第一項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第五条の規定により採用された職員にあつては、その額に学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成七年栃木県条例第五号）第二条第二項から第五項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 前条に規定する職員で高等学校又は特別支援学校の高等部に勤務するもの（次号及び第五号に掲げる職員を除く。）その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第二に掲げる額</p>	<p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第二条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員並びに同法第十八条第一項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第五条の規定により採用された職員にあつては、その額に学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成七年栃木県条例第五号）第二条第二項から第五項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 前条に規定する職員で高等学校又は特別支援学校の高等部に勤務するもの（第六号から第八号までに掲げる職員を除く。）その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第二に掲げる額</p> <p>四 条例第九条の六第一項に規定する職員で特定業務任期付職員教育職給料表(二)の適用を受けるもの。その者の属する職務の級に対応する別表第三に掲げる額</p> <p>五 条例第九条の六第一項に規定する職員で特定業務任期付職員教育職給料表(一)の適用を受けるもの。その者の属する職務の級に対応する別表第四に掲げる額</p>

<p>四 前条に規定する職員のうち、条例第九条の四に規定する定時制通信教育手当（以下「定時制通信教育手当」という。）又は第九条の五に規定する産業教育手当（以下「産業教育手当」という。）を支給される職員で、定時制教育（夜間において授業を行う課程に係るものに限る。）若しくは通信教育又は農業若しくは水産に係る産業教育に従事するもの、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第二に掲げる額</p> <p>に四分の三を乗じて得た額（定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給を受けない期間にあつては、別表第二に掲げる額）</p> <p>五 前条に規定する職員のうち、定時制通信教育手当又は産業教育手当を支給される職員で、前号に掲げる職員以外のもの、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第二に掲げる額</p> <p>に四分の二を乗じて得た額（定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給を受けない期間にあつては、別表第二に掲げる額）</p>	<p>六 前条に規定する職員のうち、高等学校又は特別支援学校の高等部に勤務する職員で、特定業務任期付職員教育職給料表（一）の適用を受けるもの（次号及び第八号に掲げる職員を除く。）その者の属する職務の級に対応する別表第四に掲げる額</p> <p>七 前条に規定する職員のうち、条例第九条の四に規定する定時制通信教育手当（以下「定時制通信教育手当」という。）又は第九条の五に規定する産業教育手当（以下「産業教育手当」という。）を支給される職員で、定時制教育（夜間において授業を行う課程に係るものに限る。）若しくは通信教育又は農業若しくは水産に係る産業教育に従事するもの、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第二に掲げる額（特定業務任期付職員教育職給料表（一）の適用を受ける者にあつては、その者の属する職務の級に対応する別表第四に掲げる額）に四分の三を乗じて得た額（定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給を受けない期間にあつては、別表第二に掲げる額）（特定業務任期付職員教育職給料表（一）の適用を受ける者にあつては、別表第四に掲げる額）</p> <p>八 前条に規定する職員のうち、定時制通信教育手当又は産業教育手当を支給される職員で、前号に掲げる職員以外のもの、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第二に掲げる額（特定業務任期付職員教育職給料表（一）の適用を受ける者にあつては、その者の属する職務の級に対応する別表第四に掲げる額）に四分の二を乗じて得た額（定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給を受けない期間にあつては、別表第二に掲げる額）（特定業務任期付職員教育職給料表（一）の適用を受ける者にあつては、別表第四に掲げる額）</p>
--	---

別表第三及び別表第四を削る。
 （栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部改正）
第二条 栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則（昭和五十四年栃木県教育委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第一	別表第一	略	略
勤務箇所	職 員	勤務箇所	職 員
	調整数		調整数

略	小学校、 中学校及 び義務教 育学校	(1) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十一条に定める特別支援学級を担当し、又は同条第三項の規定により派遣され、特別支援教育に直接従事することを本務とする者	—
	(2) 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第四百四十条に定める特別の教育課程による教育に直接従事することを本務とする者	—	

別表第2
調整基本額表
イ～ホ 略

略	小学校、 中学校及 び義務教 育学校	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十一条に定める特別支援学級を担当し、又は同条第三項の規定により派遣され、特別支援教育に直接従事することを本務とする者	—

別表第2
調整基本額表
イ～ホ 略
ニ 特定業務任期付職員教育職給料表(1)

職務の級	調整基本額
1 級	7,200円
2 級	9,180円
特 2 級	11,500円
3 級	12,200円
4 級	13,100円

ト 特定業務任期付職員教育職給料表(2)

職務の級	調整基本額
1 級	7,200円
2 級	7,911円
特 2 級	11,300円
3 級	11,800円
4 級	12,700円

（教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正）

第三条 教育職員（教育職員）の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成二年栃木県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後
改正前

別表（第四条関係）		別表（第四条関係）	
給料表	職員	給料表	職員
略	略	略	略
加算割合	略	加算割合	略

別表（第四条関係）		別表（第四条関係）	
給料表	職員	給料表	職員
略	略	略	略
加算割合	略	加算割合	略

（栃木県公立学校における再任用短時間勤務職員等の給料月額の特数計算に関する規則の一部改正）

第四条 栃木県公立学校における再任用短時間勤務職員等の給料月額の特数計算に関する規則（平成十三年栃木県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後
改正前

次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

一 略

二 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員 職員の育児休業等に関する条例（平成四年栃木県条例第二号。以下「育児休業条例」という。）第十六条の規定により読み替えられた給与条例第七条第三項、第四項、第六項若しくは第十一項、育児休業条例第十七条の規定により読み替えられた一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十六年栃木県条例第三号）第七条第二項若しくは第三項 又は栃木県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例（平成二十二年栃木県条例第四十号。次号において「平成二十二年給与条例等改正条例」という。） 附則第四条第二項の規定により読み替えられた同条第一項

三 略

四 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第五条の規定により採用された職員 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第十条第三項の規定により読み替えられた給与条例第七条第三項、第四項、第六項又は第七項

次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

一 略

二 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員 職員の育児休業等に関する条例（平成四年栃木県条例第二号。以下「育児休業条例」という。）第十六条の規定により読み替えられた給与条例第七条第三項、第四項、第六項若しくは第十一項、育児休業条例第十七条の規定により読み替えられた一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十六年栃木県条例第三号）第七条第二項若しくは第三項若しくは第八条第三項又は栃木県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例（平成二十二年栃木県条例第四十号。次号において「平成二十二年給与条例等改正条例」という。） 附則第四条第二項の規定により読み替えられた同条第一項

三 略

四 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第五条の規定により採用された職員 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第八条第四項

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（総務課）